

防人歌群の編纂と家持

—防人関連歌形成の契機—

山崎健司

一 防人歌群へのアプローチ

万葉集巻第二十を際立たせている重要な作品として、西國の警護に差遣された東國の農民たちの歌を集めたいわゆる防人歌群をあげることには、だれしも異論はないだろう。

万葉集に収録された作者名の記載がある歌を見ると、初期から末期に至るまで常に宮廷を取りまく人々によつて支えられてきたことが明らかだが、そのなかにあつて、防人歌はきわめて特殊な位置に置かれていると言える。防人の歌が万葉集に収録されたのは、とりもなおさず大伴家持が兵部少輔として防人たちと出会つたことによるところがおおきい。

しかるに、防人歌群の編纂に際しては、拙劣歌を切り捨てたことを明記したり、家持が自作を割りこませたりといつた、他には見られない特徴も少なくない。家持と防人と

の関わりについては、はやく久米常民『万葉集の文学論的研究』四、第二章第二節（一九七〇、桜楓社）が防人の心情を詠んだ長歌三首をとりあげ、傍観者的な第一首から、第二首、第三首に向け次第に高潮して一人称的発想の作品を展開させるところに家持の創作衝動の移り変わりを読みとり、吉井巖・山本セツ子「家持と防人たちとの出会い」（日本文学二〇巻一—号、一九七一、のち吉井『万葉集への視角』和泉書院）所収）は久米と同じく長歌三首に注目、その展開を防人歌の内容とからめながら論じ、第三首に至つて家持は防人と「うつけみの世の人」を交点として心のふれあいを得たと読んだ。一方、伊藤博「万葉集末四巻歌群の原形態」（『万葉集の構造と成立』下、塙書房、初出一九七〇）は、当該巻における防人歌のありようを編纂論的に考察し、その後「防人歌群」（『万葉集の歌群と配列』下、塙書房、初出一九八四）において、防人たちの歌の集団に割りこんで入っている家持作品の分析の結果、家持にとつ

て自作と防人の歌とが一体で（防人歌群）と認識されたことを明らかにした。さらに、小野寛「防人との出会」（上代文学会編『家持を考える』笠間書院、一九八九所収）および村瀬憲夫「大伴家持の『防人歌』」（文学・芸術・文化二巻二号（近畿大学）、一九九〇）は、防人の心情を詠む家持の長歌三作について、いずれも類句を丹念に追尋しながら、その展開と内実に迫っている。このうち、小野論文は三作品の内容の重なり方に注目しながら展開を論ずる点に、村瀬論文は三作の創作方法の相違に注目しながら論ずる点に、それぞれ特徴がある。これ以後、市瀬雅之「家持の防人悲別歌の行方」（中京国文学一一号、一九九二）は「ますらを」意識の展開の様相から家持の防人関連歌を読みなおし、松田聡「家持の防人同情歌」（国文学研究百九集、一九九三）は行路死人歌の系譜に家持の長歌三作を位置づけようとする。小野論文以降、家持と防人との関係は、もっぱら家持の防人関連歌の捉え方を中心に展開され、類句の分析を行う方法では共通しながら、力点の置き方によって多様な理解が行われている状況にある。

そこであらたな視点から、家持と防人たちとの関わりを考察する必要を感じる次第だが、家持が防人に関連した自作を制作する契機については、防人の到着が途絶えた余暇に行われたといった捉え方がしばしばなされ、管見によれ

ば防人歌群の編纂とかかわらせて論じた研究は、いまだ行われていないように思われる。

いったい、各国防人部領使によって進上された防人歌の資料がどのようなものであったか、そこから拙劣歌が除外され、除外された歌の内容が不明である以上、復原はそもそも困難である。伊藤前掲「防人歌群」は、諸国の防人歌群の末尾に記載された進上の日付と各国防人部領使の氏名までは防人部領使によって記録された資料のままであり、家持はその資料を尊重しながら拙劣歌のみを除外して、部領使の氏名のあとにつづけて実際に進上された歌数と除外された拙劣歌があることを（冒頭部の遠江・相模二国はその数も）記載したのだという。注記についての精確な分析にもとづいたこの推定は、作者の表記のみならず、歌の用字や配列においても部領使たちが進上した資料がそのまま生かされていることを示唆する点で、おおいに注目される。

ただ、ここにひとつ、問題がある。部領使の進上した資料を尊重していることは認められるものの、現在、万葉集に掲載されている諸国防人歌の配列が原資料から拙劣歌を抜き去ったままの状態と言いきれるのかどうか、なお検討する余地が残されているように思われるのである。単独の歌によっては示しえない、歌群がもつ表現力のおおきさを、

家持という歌人はおそらく万葉のどの歌人よりも自覚していたはずである(拙稿「高円独詠歌群」『万葉集研究』十五集、塙書房、一九八七、同「大伴家持の歌群意識」『万葉学藻』塙書房、一九九六など参照)。それゆえ「拙劣歌者不取載之」という注記の背後に、表現の稚拙な歌を削除するだけでなく、のこされた歌同士を関連づけ、各国防人歌群の特徴を際立たせる工夫を凝らしていた可能性も、あながち否定はできないであろう。そしてもしそのような(編纂)の営みが行われたとすれば、それをおして家持は防人の心情に接近していったことになる。

そこで本稿は、家持の防人関連歌を考察するのにさきだつて、各国防人歌の内容を注視することによって編纂者としての家持の営みについて考察し、同時並行的に行われた防人関連歌制作に編纂の営みがどのように結びついていったのかを明らかにしてみたい。

二 各国防人歌の内容

防人歌の内容を考察するに際し、何を詠んでいるかという問題以上に従来注意されてきたのは、作歌の場と時である。このことについて、遠藤宏「防人―その歌の場」(『万葉集講座』六、有精堂、一九七二)、同「防人歌の場」(『万

葉集を学ぶ』八、有斐閣、一九七八)が諸説の問題点を的確にすくいとって整理しているが、防人歌の詠出された場所としては、出郷時、難波への途次、難波津の三つに大別され(註1)、それぞれ拜命の場や呪物儀礼の場など、儀礼の場にひきつづいて行われた宴の座が具体的な歌の場として想定されている。

いま、この指摘を参考に諸国の防人歌の時と場を一瞥すると、すべて難波津で詠まれている相模、旅立ちの儀式を伴った出郷時の宴における夫婦の組歌で構成されていたとみられる武蔵、この二ヶ国を除いたのこり八ヶ国はいずれも時系列に対して順不同で配列されている。そして一方、遠江では国造丁、主帳丁、防人の順、相模では助丁、上丁の順、上総では国造丁、助丁、帳丁(主帳丁か)、上丁の順、下野では火長、上丁の順、信濃では国造(国造丁か)、主帳(主帳丁か)の順にそれぞれなっていて、身分の順に配列されているとみられることから、この原則からはずれている駿河・常陸・武蔵の三ヶ国を除き―なお、下総・上野の二ヶ国は冒頭一首に助丁とするのみ―、配列の順序はおおむね往年の国造軍の階級序列にしたがっていると考えられている(岸俊男「防人考」『万葉集大成』11、平凡社、一九五五、伊藤前掲「防人歌群」など)。

(1) 遠江・相模の場合

諸国防人歌の最初に掲げられている遠江の例を見てみよう(紙幅の都合上、左注の作者標示の内容は歌番号の下に記しておく)。

①畏きや命被り明日ゆりや草なえが共寝なむ妹なしにして

(四三二一、国造丁長下郡物部秋持)

②我が妻はいたく恋ひらし飲む水に影さへ見えてよに忘られず

(四三二二、主帳丁籠玉郡若倭部身麻呂)

③時々の花は咲けども何すれぞ母とふ花の咲き出来ずけ

(四三二三、防人山名郡丈部真麻呂)

④遠江志留波の磯と爾閉の浦と合ひてしあらば言も通は

む (四三二四、同郡丈部川相)

⑤父母も花にもがもや草枕旅は行くとも捧ごて行かむ

(四三二五、佐野郡丈部黒当)

⑥父母が殿の後方のももよ草百代いでませ我が来るまで

(四三二六、同郡生玉部足国)

⑦我が妻も絵に描き取らむ暇もが旅行く我は見つつ偲はむ

(四三二七、長下郡物部古麻呂)

①②の国造丁・主帳丁は前に述べたように階級の順、③の作者名の上に記された「防人」は一般兵士を表す「上丁」と同義で④⑦にも係っていくと思しい。①は出発の前日、

②は難波津への途次、③は判断が難しいものの、過去回想

「けむ」を用いていることから難波での感慨とみられ、④は故郷と現在地とを詠みこんだ難波への途次の作、⑤⑦は出郷時の作となっていて、時系列に対して順不同。歌に取りあげられた対象・素材についても隣接する歌のあいだに脈絡はない。一方、「防人」の③④、⑤⑥は出身郡ごとに一括されており、家持が拙劣歌と認定した十一首が削除されているものの、右の七首の配列は防人部領使から進上された防人歌の記録が階級序列順、出身郡別にまとめられていたことをうかがわせているように思われる。

これに対し、次の相模の例は、いずれも難波津での詠。

①大君の命畏み磯に触り海原渡る父母を置きて

(四三二八、助丁丈部造人麻呂)

②八十国は難波に集ひ船飾り我がせむ日ろを見も人もがも

(四三二九、足下郡上丁丹比国入)

③難波津に装ひ装ひて今日の日や出でて罷らむ見る母なしに

(四三三〇、鎌倉郡上丁丸子連多麻呂)

些細なことのようなだが、①の作者丈部造人麻呂には助丁と記すのみで出身郡は明記されず、②③にはそれぞれ上丁と記され、出身郡が身分の上を示される。この書式はさきに見た遠江のそれと明らかに異なるが、この部分を国ごとに取りだし比較してみても、防人歌群全体にわたって統一を図った形跡は認められない。かかる書式の違いは、部領

使から進上された原資料に基づいていることを示唆しているよう。

①②③の歌のうち、①は後続の二首の内容的緊密さをふまえて難波津での詠と類推したもので、いずれの時点に詠作されたかを特定する手がかりに恵まれない。しかし、②は「船飾り我がせむ日ろ」とあることから出航の準備を前にしての詠、③は「装ひ装ひて今日」とあることから準備が相当進んでいる時点での詠と解され、時間の経過を念頭においた配列となっている。その結果、歌それ自体からは制作の時点が明らかにできない①についても、配列上、難波津における出航準備を前にしての感慨を詠んだ歌として位置づけられていることになる。

遠江と相模の防人歌を別個の歌群として比較すると、詠作の時と場を異にする歌を内容的には関連づけることなしに配列する遠江に対し、相模は同じ場における歌を主題性をもたせて配列している。左注によれば相模から進上された歌は八首、うち五首が拙劣歌として削除されたというが、拙劣歌を含んだ原資料において、かかる主題性が盛りこまれていたかどうか。相模の防人歌のなかに、難波津への途次、あるいは出郷時の歌が含まれていたとすれば、主題からはずれるそれらはいずれも拙劣歌として家持によって削除されたことになる。あるいは相模の歌のすべてが難波津

で詠まれたものであったとすれば、うたわれる内容に偏りが出てくるのは当然であり、そのなから表現の稚拙なものが削除され、右の主題を際立たせていったことになる。後者の方が蓋然性は高いように思われるけれども、いずれにせよ、そこには編纂者家持の意図を明確に読みとることができ。

なお、遠江の防人歌は天平勝宝七歳(七五五)二月六日、相模のそれは翌七日に進上された。最初に家持の防人関連歌が制作されたのはその直後のことで、八日付の「追痛防人悲別之心作歌」と題する長歌一首と短歌二首(四三三—
三三三)、九日付の無題短歌三首(四三三—四三六)が続く。家持の関連歌はそれ以前の各国防人歌群をふまえていると考えられるので、以下家持の関連歌が出現する箇所区切りながら各国の歌群を検討していく。

(2) 駿河・上総の場合

家持の無題短歌三首が制作された九日には、駿河と上総の防人歌が相次いで進上されている。駿河のそれには難波津での詠はなく、出郷時もしくは難波津への途次の歌によって構成されるが、さきに見た相模の防人歌の構成とはいささか異なる編纂上の工夫のあとを見てとることができ。

①水鳥の立ちの急ぎに父母に物言ず来^ハにて今ぞ悔しき

(四三三七、上丁有度部牛麻呂)

② 疊薦牟良自が磯の離り磯の母を離れて行くが悲しき

(四三三八、助丁生部道麻呂)

③ 国廻るあとりかまけり行き廻り帰り来までに齋ひて待たね

(四三三九、刑部虫麻呂)

④ 父母え齋ひて待たね筑紫なる水漬く白玉取りて来までに

(四三四〇、川原虫麻呂)

⑤ 橘の美衰利の里に父を置きて道の長道は行きかてのかも

(四三四一、丈部足麻呂)

⑥ 真木柱ほめて造れる殿のごいませ母刀自面変はりせず

(四三四二、坂田部首麻呂)

⑦ 我ろ旅は旅と思ほど家にして子持ち瘦すらむ我が妻愛しも

(四三四三、玉作部広目)

⑧ 忘らむて野行き山行き我れ来れど我が父母は忘れせのかも

(四三四四、商長首麻呂)

⑨ 我妹子とふたり我が見しうち寄する駿河の嶺らは恋しくめあるか

(四三四五、春日部麻呂)

⑩ 父母が頭掻き撫で幸くあれて言ひし言葉せ忘れかねつる

(四三四六、丈部稻麻呂)

すなわち、①と②は家郷をあとにしてからの肉親への思いを歌の末尾で形容詞(悔しき・悲しき)によって表出する組、③と④は家族に対し「齋ひて待たね」と言いのこと

歌の組、⑤と⑥は出郷時の親への思いを親の居所を提示しながら述べる歌の組、⑦と⑧は「我ろ旅は旅と思ほど」「忘らむて野行き山行き我れ来れど」とそれぞれ出郷後かなり経過した時点で妻子や両親を思い遣る歌の組、⑨と⑩については、⑨が在郷時の我妹子との思い出、⑩が出郷時における両親の行為をとおして、それぞれ望郷の念を述べる歌の組、というふうに関連によって結ばれる二首ずつの組を作り、③と⑥から⑦と⑩へはおおよそ時間の推移に従っていることが分かる。

駿河から進上された防人歌は二十首、用語・表現の連関と時間の推移とをからめた右の①と⑩の配列が、拙劣歌と認定された十首を機械的に除外したままのすがたであると考えにくい。このことに関しては、③以下の作者名に階級を示す肩書が記載されていないのが注意される。肩書がないのは、その数から察するに、上丁に相当する人々であろう。しかるに、現行の万葉集の書式によれば、③以下の作者たちは②の助丁を承けるようになっていて、助丁は防人のなかでは国造丁に次ぐ高い地位であるから、③以下の八名がすべて助丁ということはずあり得ない。いまひとつ注意されるのは、さきに触れたように、駿河は防人の身分の順に配列する原則をとっていないことである。これらを考えあわせると、拙劣歌を含む駿河の原資料にお

いて、上丁は最初の一名にのみ記載され、以下省略する形がとられ、原資料の段階か編纂のある段階かは特定できないものの、有度部牛麻呂が上丁の筆頭となった。この時点では身分順の配列が守られ、牛麻呂のあとに刑部虫麻呂ほか上丁たちの歌が配列されていたはずである。ところが、家持による拙劣歌を除外する編纂の過程で助丁生部道麻呂の②の前に牛麻呂の①が切り継がれた。①も②も出郷後の思いを述べる点で共通し、詠作の時点はどちらが先かを特定することはできないけれども、「水鳥の立ちの急ぎ」の表現が出立の場面を想起している点で冒頭にふさわしいと判断されたのである。その結果、身分順の原則を崩し、③以下の作者の身分が不明確な現行の駿河の防人歌群ができあがったと考えられる。

このことは、現行の各国防人歌が、進上された原資料から拙劣歌を除外したままの状態で万葉集に掲載されているという大方の見方に、根本的な修正をうながす現象といえるであろう。それとともにいわゆる「拙劣歌」の内実についても、単に表現の稚拙な歌とばかりはいえないことが示唆されていよう。そこに編纂者家持の存在があらためておおきく浮かびあがってくるのである。

かかる点に留意しながら、引きつづき上総の防人歌について見てみよう。

- ①家にして恋ひつつあらずは汝が佩ける大刀になりても
齋ひてしかも (四三四七、国造丁日下部使主三中之父)
- ②たらちねの母を別れてまこと我れ旅の仮廬に安く寝む
かも (四三三八、国造丁日下部使主三中)
- ③百限の道は来にしをまたさらに八十島過ぎて別れか行
かむ (四三四九、助丁刑部直三野)
- ④庭中の阿須波の神に小柴さし我れは齋はむ帰り来まで
に (四三五〇、帳丁若麻統部諸人)
- ⑤旅衣八重着重ねていのれどもなほ肌寒し妹にしあらね
ば (四三五一、望陀郡上丁玉作部国忍)
- ⑥道の辺の茨の末に延ほ豆のからまる君をはかれか行か
む (四三五二、天羽郡上丁文部鳥)
- ⑦家風は日に日に吹けど我妹子が家言持ちて来る人もな
し (四三五三、朝夷郡上丁丸子連大歳)
- ⑧立ち鴨の立ちの騒きに相見して妹が心は忘れせぬかも
(四三五四、長狭郡上丁文部与呂麻呂)
- ⑨外にのみ見てや渡らも難波渦雲居に見ゆる鳥ならなく
に (四三五五、武射郡上丁文部山代)
- ⑩我が母の袖もち撫でて我がからに泣きし心を忘らえの
かも (四三五六、山辺郡上丁物部平刀良)
- ⑪葦垣の隈処に立ちて我妹子が袖もしほほに泣きしぞ思
はむ (四三五七、市原郡上丁刑部直千国)

⑫大君の命畏み出で来れば我が取りつきて言ひし子なはも
(四三五八、種准郡上丁物部龍)

⑬筑紫辺に舳向へかる船のいつしかも仕へまつりて国に舳向かも
(四三五九、長柄郡上丁若麻統部羊)

上総の防人歌の場合、冒頭①の防人の父の歌である点が特異であるほかは、②はその息子で国造丁、以下③④は助丁・帳丁と続き、階級の序列にしたがっているようにみられる。歌の内容においても、③は難波津での詠であるのに対し、④は出郷時の歌となっていて時系列にしたがっていないのは、この部分の配列が作者の身分順になつていゝことを裏づけるものであらう。

しかし、上丁の歌がならぶ⑤以降は、⑤⑧が難波津への途次における故郷の大切な人への想いを述べる歌、⑩⑫が出郷時における悲別の場面を詠んだ歌でまとまりをなしており、まとまりの節目にあたる⑨⑬に難波津での感慨を述べる歌が配置されている。ここで注目したいのは難波津で詠まれた③⑨⑬の内容である。③と⑨とはともに故郷と陸続きの難波の地を離れ、これから海路を筑紫へむかつて渡らねばならぬことへの嘆きをうたうのに対し、⑬は筑紫にむかう船を見て故郷に舳先がむかう時を待望する内容である。この三首を前後の歌とのかかり方から見なおすと、③はさきに述べておいたように身分順の配列に支配さ

れ、⑨は前からの文脈とのかかりでいえば時間が経過して難波津に到着している事実、また後の文脈に対しては家郷と陸続きの最後の地、すなわち決定的な別離の地として、否応なしに家族との別れの場面を思い出さずにはいられないという情況を作りだしている。そして⑬は家族との別離の場面に続けることによつて、防人の任務の一刻も早い完了と家郷への帰還を待望する防人の思いを導きだす。⑨⑬の二首はそれぞれふさわしい場所を占めているといえよう。以上述べてきたことは、おなじ階級のなかでは内容によつて比較的自由に配列順序の変更が行われ得たことを示すとともに、各国ごとに集められた防人歌の内容に応じ、家持が自在に手を加えていたことをうかがわせている。

(3) 常陸・下野・下総の場合

上総の防人歌が進上された二月九日のあと十四日まで防人歌の進上はなく、その間十三日付で難波宮を讚美する内容をもつ「陳私拙懐一首」が家持によつて詠まれている。十四日には常陸・下野の二ヶ国から、十六日には下総から進上された。

常陸の防人歌は階級順になつていないばかりでなく、同一人の歌が二首掲載されていたり、長歌が含まれていたりと他の国にはみられない特色をもつ。

①難波津に御船下る据ゑ八十楫貫き今は漕ぎぬと妹に告げこそ (四三六三、茨城郡若舎人部広足)

②防人に立たむ騒きに家の妹が業るべきことを言はず来ぬかも (四三六四、同右)

③おし照るや難波の津より船装ひ我れは漕ぎぬと妹に告ぎこそ (四三六五、信太郡物部道足)

④常陸さし行かむ雁もが我が恋を記してつけて妹に知らせむ (四三六六、同右)

⑤我が面の忘れもしは筑波嶺を振り放け見つつ妹は偲はね (四三六七、茨城郡占部小龍)

⑥久慈川は幸くあり待て潮船に真楫しじ貫き我は帰り来む (四三六八、久慈郡丸子部佐壯)

⑦筑波嶺のさ百合の花の夜床にも愛しけ妹ぞ昼も愛しけ (四三六九、那賀郡上丁大舎人部千文)

⑧霰降り鹿島の神を祈りつつ皇御軍士に我れは来にしを (四三七〇、同右)

⑨橋の下吹く風のかぐはしき筑波の山を恋ひずあらめかも (四三七一、助丁占部広方)

⑩足柄の御坂給はり かへり見ず我れは越え行く 荒し男も立しやはばかる 不破の関越えて我は行く 馬の爪筑紫の崎に 留まり居て我れは斎はむ 諸は幸くと申す帰り来までに (四三七二、倭文部可良麻呂)

階級が記載されているのは⑦⑧(同一人)と⑨の二名のみ、また出身郡が茨城郡は二ヶ所に記載されているものの、

⑨⑩にはみられないなど、書式の不統一がめだつた。この不統一は進上された原資料の段階から存在したものかどうかが、

はっきりしたことは言えないけれども、①～④は難波津での詠として一括されているらしく、⑤～⑩のいずれにも常

陸から難波への道中の地名が詠みこまれていることから察すると(注と)、地名に関心を寄せて編纂の手が加えられている

可能性が高い。とくに防人歌全体を通じ唯一の長歌である⑩は、道行ふう足柄の御坂・不破の関・筑紫の崎の三

つの地名が詠みこまれていることが採用された背景にあるう。一方、時間のうえでは後に位置づけられるはずの難波

津での詠が歌群冒頭に配列されているのは、直前の難波宮讚歌というべき「陳私拙懐一首」に関連づけようとする意

図があつたと理解せざるを得ない。書式の不統一や地名への関心は、常陸の防人歌の原資料に由来する可能性も考え

られるけれども、直前の「陳私拙懐一首」との連続性を念頭においた配列は原資料に由来するとは考えにくく、これは

家持による編纂の結果と見るべきであろう。常陸とおなじ日に進上された下野の防人歌は、冒頭の①

が防人の任務への前向きな姿勢をうたいあげていることでよく知られている。吉野裕『防人歌の基礎構造』(筑摩書房、

初出一九四三)は、この歌を「儀式―いわば宣誓式のごときもの―が厳肅にとりおこなわれてやがてうたげの座に直った、その開口一番のうたいだしであるが故の、莊重さにもちた応詔の決意の披瀝」と捉え、⑩までを宴でうたわれた順序にしたがつたものと見て、歌群の解釈を試みている。

①今日よりはかへり見なくて大君の醜の御楯と出で立つ

我れば (四三七三、火長今奉部与曾布)

②天地の神を祈りてさつ矢貫き筑紫の島をさして行く我れば (四三七四、火長大田部荒耳)

③松の木の並みたる見れば家人の我れを見送ると立たりしもころ (四三七五、火長物部真島)

④旅行きに行くと知らずて母父に言申さずて今ぞ悔しけ

(四三七六、寒川郡上丁川上臣老)

⑤母刀自も玉にもがもや戴きてみづらの中に合へ巻かまくも (四三七七、津守宿禰小黒栖)

⑥月日はや過ぐは行けども母父が玉の姿は忘れせなふも

(四三七八、都賀郡上丁中臣部足国)

⑦白波の寄そる浜辺に別れなばいとすべなみ八たび袖

振る (四三七九、足利郡上丁大舍人部禰麻呂)

⑧難波津を漕ぎ出て見れば神さぶる生駒高嶺に雲ぞたなびく (四三八〇、梁田郡上丁大田部三成)

⑨国々の防人集ひ船乗りて別るを見ればいとすべなし

(四三八一、河内郡上丁神麻統部島麻呂)

⑩ふたほがみ悪しけ人なりあたゆまひ我がする時に防人に差す (四三八二、那須郡上丁大伴部広成)

⑪撰津の国の海の渚に船装ひ立し出も時に母が目もがも

(四三八三、塩屋郡上丁文部足人)

吉野説に対しては、伊藤博『万葉集釈注』十(集英社、一九九八)が各国防人歌が出郷時の歌、途上の歌、難波での歌を入り交えていることや、下野の防人部領使によって防人の決意のあらわな歌を先立てた配列になっている可能性に言及している。決定的なことはいえないけれど、一般に出郷時の歌と解されている①③⑩、途次の歌と解されている④についても難波での感慨と解釈することができることから、①⑩を同一の場における宴歌として捉えることも、不可能ではない。冒頭三首は火長、四首目以下では⑤の出身地・階級が記載されていないけれど、これは④の作者の記載を承けていることによるとみられ、これらはすべて上丁で階級順にならんでいる。本稿が見るところ、下野防人歌の配列は①②は出発の決意、③④は家族への想い、⑤⑥は親と玉、⑦⑧⑨は浜辺の別れ(吉野前掲書参照)、⑩⑪は痛恨の思いとして、それぞれが組をなしておおよそ時系列に沿って配列されているようにも読める。原資料にはこのほかに拙劣歌として除外された歌が七首あったわけで、

それらはいま述べた各組のなかに位置づけられていた可能性も考えられる。結局、決め手には欠けるものの、原資料が宴の具体的な場を投影している場合、部領使によって整理されている場合、最終的に家持によって整理されている場合などが想定され、そのような状況のもと、きわめてまとまりのよい防人歌群が形成されていたと考える。

常陸・下野の二日後に進上された下総の防人歌は、どうだろうか。

まず、作者について階級が記載されているのは冒頭の助丁のみで、あとは一般兵士にあたる上丁が占めるのであって記載しなかつたとみられる。出身地については第五首の作者占部虫麻呂に記載がないが、これもさきの下野⑤と同様に直前の大田部足人の出身地千葉郡を承けているとみられ、原資料では出身郡のおなじ防人ごとに一括して歌をまとめてあつたらしい。

① 暁のかはたれ時に島蔭を漕ぎにし船のたづき知らずも
(四三八四、助丁海上郡海上国造他田日奉直得大理)

② 行こ先に波なとゑらひ後方には子をと妻をと置きてと
も来ぬ
(四三八五、葛飾郡私部石島)

③ 我が門の五本柳いつもいつも母が恋すす業りましつし
も
(四三八六、結城郡矢作部真長)

④ 千葉の野の兎手柏のほほまれどあやに愛しみ置きてた

か来ぬ

(四三八七、千葉郡大田部足人)

⑤ 旅とへど真旅になりぬ家の妹が着せし衣に垢つきにか
り
(四三八八、占部虫麻呂)

⑥ 潮船の舳越そ白波にはしくも負ふせたまほか思はへな
くに
(四三八九、印波郡丈部直大麻呂)

⑦ 群玉の枢にくぎさし堅めとし妹が心は動くなめかも
(四三九〇、猿島郡刑部志加麻呂)

⑧ 国々の社の神に幣まつりあがこひすなむ妹が愛しさ
(四三九一、結城郡忍海部五百麻呂)

⑨ 天地のいづれの神を祈らばか愛し母にまた言とはむ
(四三九二、埴生郡大伴部麻与佐)

⑩ 大君の命にされば父母を齋瓮と置きて参る出来にしを
(四三九三、結城郡雀部広島)

⑪ 大君の命畏み弓の共さ寝かわたらむ長けこの夜を
(四三九四、相馬郡大伴部子羊)

右の十一首を読んで気づくのは、①②が船旅、③④が郷里の樹木に言寄せて想いを述べる歌、⑧⑨が神に祈ることとおしての嘆き、⑩⑪が官命に対する嘆き、というふう
に、二首ずつの組をなして展開していることである。⑤⑥⑦の
関係がいまひとつ不明瞭だが、⑥を一旦除外して読み
なおすと、⑤と⑦は妹との関係を思いながら長旅の実感を
うたったものとして共通性がある。⑥は防人に差されたこ

とへの不満を述べたもので、下野の⑩と類想。この一首だけ孤立したように見えるけれども、見方を変えれば⑥は十一首の歌群のちょうど中央に位置しており、防人たちに共通する思いがうたわれていることから、他の十首の歌と響きあうように仕組まれていると解することもできる。直前の下野の歌群と異なり、時系列に対する配慮は認められないが、これはこれとして整理されたがたを示していよう。なお、この整理が誰の手によるものかについては、部領使とも家持とも両者の手が入っているとも考えられ、それ以上の追究は手がかりに乏しく困難である。

(4) 信濃・上野の場合

二月十六日の下総防人歌の進上のもと、二十二日に信濃、二十三日に上野の防人歌が進上されているが、その間、十七日に短歌三首(四三九五〜七)、十九日に「為防人情陳思作歌」と題する長歌一首・短歌二首が、相次いで家持によって作られている。

しかるに、この時期の家持は作歌意欲が昂揚していたことと表裏して撰歌基準が厳しくなっていたのであるうか、信濃・上野の二ヶ国についてはともに進上歌数は全十二首、そのうち採択されたのは、信濃がわずかに三首、上野については四首である。採択された歌は、次のとおり。

・信濃

① 韓衣裾に取りつき泣く子らを置きてぞ来ぬや母なしに
して (四四〇一、国造小県郡他田舎人大島)

② ちはやふる神の御坂に幣奉り齋ふ命は母父がため

(四四〇二、主帳埴科郡神人部子忍男)

③ 大君の命畏み青雲のとのびく山を越よて来のかむ

(四四〇三、小長谷部笠麻呂)

・上野

① 難波路を行きて来までと我妹子が付けし紐が緒絶えに
けるかも (四四〇四、助丁上毛野牛甘)

② 我が妹子が惚ひにせよと付けし紐糸になるとも我は解
かじとよ (四四〇五、朝倉益人)

③ 我が家ろいはに行かも人もが草枕旅は苦しと告げ遣らまく
も (四四〇六、大伴部節麻呂)

④ 日な曇り碓氷の坂を越えしだに妹が恋しく忘れぬか
も (四四〇七、他田部子磐前)

信濃も上野も難波への途次の作のみからなる。このうち信濃の②、上野の④は国境の峠(御坂峠・碓氷峠)を越える際の儀礼に引きつづいて詠まれたもの。この二ヶ国はともに東山道の国で、東海道の国と異なり難波への途次にいくたびも山越えをしなければならぬ。信濃の③、上野の③はそうした労苦を背景にもつ歌として東山道の旅の雰囲

氣をよく伝えてるように思われる。これらに対し、信濃の①は父が家にのこしてきた子と思う点、また上野の①②は紐をとりあげて旅の厳しさを表現する点、それぞれ特異である。この二つの国の防人歌は採択歌数が少ないものの、これまでの諸国にない表現に家持が注目して選んだものかと思われる。

なお、信濃は身分順の配列を志向しているようにも見える。③の小長谷部笠麻呂に階級と出身地についての肩書がついていないのは、拙劣歌として削除された上丁の歌の集団―数のうえで多数を占めていたはず―から、途中にあった一首だけを抜きだして採用したことによるのであろう。

上丁の歌を原資料から抜きだす際、途中の歌で肩書が省略されている場合に補うことは、これまでの諸国の例でも行われていない（直後の上野における②④も同様）。一方、表現された内容を見ると、①は出発時の家族との別れ、②は御坂峠での奉幣、③は山を「越よて来のかむ」（越えてやってきたの意）とあることから、時系列に沿った配列になっているといえる。採択された歌は少ないながらも、これはこれとして鄭重に扱われているのである。

上野も同様。時系列に沿った配列になっていることを前提にして読めば、①は難波への道中を行って戻ってくるまではと妻が思いを込めて縫いつけてくれた紐が切れてしま

った、それは上野の歌群最後の④に国境の碓氷峠での詠が配列されていることから、出郷後それほど経過していない時点で起こったように解される。そして②に別の防人の手になる紐の歌を配列することによって、故郷で夫の帰りを待つ防人の妻たちの存在が浮かびあがる。③は実際には難波への途次であればどこで詠まれてもおかしくない内容である。しかし、④よりも前に配列されることにより、上野国内を出ないうちに難渋している歌として解され、①②における妻たちの思いと③④における防人たちの妻への思いとが同じおおきさで響きあっているように読むことができ。このような配列の工夫は、不採択の歌が多いことを思えば、原資料の配列を参考にしたのではなく、家持が防人歌の表現内容に分け入って家持なりの解釈を加えながら再構成したものと察せられる。

（5）武蔵の場合

武蔵の国の防人歌は、家持の防人関連歌「陳防人悲別之情歌」の後、二月六日の遠江に始まる諸国のなかでは最後に配列され、このあとには主典刑部少録磐余伊美吉諸君によつて抄写され家持に贈られたと伝えられる「昔年防人歌」が続いている。進上の日付は諸注「二月二十九日」とするものの、これは古葉略類聚抄の本文によつて校訂されたも

ので、諸伝本には「二月二十日」とある。二十日ならば「為防人情陳思作歌」の後、信濃防人歌の前に本来こなければならない。ところが諸本いずれも二十三日付の「陳防人悲別之情歌」よりも後にきているので、二十日ではありえないとして通常校訂されているわけである。

この国の防人歌の内容は、出郷時の宴における夫婦の組歌をもとに構成され、他に類を見ない特異なものとなっている。そうした特異な性格とともに、家持はこれより後に防人関係歌を制作していないことも注意される。このような点をふまえ、武蔵の防人歌をどのように捉えたらよいのかを念頭において見ていくことにしよう。

①枕大刀腰に取り佩きま愛しき背ろが罷き来む月の知らなく
(四四一三、上丁那珂郡檜前舍人石前妻大伴部真足女)

②大君の命畏み愛しけ真子が手離り島伝ひ行く
(四四一四、助丁秩父郡大伴部小歳)

③白玉を手に取り持して見るのすも家なる妹をまた見てももや
(四四一五、主帳荏原郡物部歳徳)

④草枕旅行く背なが丸寝せば家なる我れは紐解かず寝む
(四四一六、妻椋椅部刀自売)

⑤赤駒を山野にはかし取りかにて多摩の横山徒歩ゆか遣らむ
(四四一七、豊島郡上丁椋椅部荒虫妻宇遅部黒女)

⑥我が門の片山椿まこと汝れ我が手触れなな地に落ちもかも
(四四一八、荏原郡上丁物部広足)

⑦家ろには葦火焚けども住みよけを筑紫に至りて恋しけ思はも
(四四一九、橘樹郡上丁物部真根)

⑧草枕旅の丸寝の紐絶えば我が手と付けるこれの針持し
(四四二〇、妻椋椅部弟女)

⑨我が行きの息づくしかば足柄の峰延は雲を見とと偲は
(四四二一、都筑郡上丁服部於由)

⑩我が背なを筑紫へ遣りて愛しみ帯は解かなあやにかも寝も
(四四二二、妻服部皆女)

⑪足柄の御坂に立して袖振らば家なる妹はさやに見もかも
(四四二三、埼玉郡上丁藤原部等母麻呂)

⑫深く背なが衣は染めましを御坂給らばまさやかに見む
(四四二四、妻物部刀自売)

夫の歌は②③⑥⑦⑨⑩、妻の歌は①④⑤⑧⑩⑫であるが、夫婦の組になっっているのは③④・⑦⑧・⑨⑩・⑪⑫の四組のみ。①②⑤⑥は夫婦の組の一方が拙劣歌として削除されたものらしく、また、①⑤によれば妻の歌だけが採択された場合には作者名のうえに夫の名前が補われているらしい。ここでも階級についての補訂は行われておらず、夫婦の組歌にもとづくことを、とくに重視していたことをうかがわせる。

配列を見ていくと、後半⑦以下、夫婦の組歌の展開は「葦火」「これの針」の表現から家のなかの情景をうたう⑦⑧、門出の場面で出発後の相手を思いやる⑨⑩、「足柄峠」での最後の袖振りをうたう⑪⑫のようになっていて、時系列に沿う展開を示す。これに対し、前半は無造作に感じられるものの、①は出郷時に夫の無事の帰還を思う歌、③④は夫婦の組だが③の「白玉」が難波津以後の海路を連想させる点で②と結びついている。一方、⑤⑥は門出の場面で、「多摩の横山」「片山椿」といった故郷の情景をうたう。これによれば、①④は防人の旅をおおきく捉えた歌、⑤⑫は門出から足柄峠までの空間を捉えた歌という構成と理解される。とくに東国を見納める地として知られる足柄峠を詠みこんだ歌を⑨以下にならべることによって、武蔵の歌群は防人夫婦の悲別の情を効果的に演出していよう。各歌の作者は身分階級順になつておらず、郡ごとのまともりもみられないことから、武蔵の防人歌群は述べてきたような意図をもって、原資料を特徴づける夫婦の歌の組を尊重しながら家持によって編纂されたものと考えらる。

三 各国防人歌から家持作へ

以上、多岐にわたった各国防人歌の観察結果をまとめる

と、次のようになる。

	採択／進上	階級性	出郷時	途次	難波津	配列の工夫	作者標示
遠江	7 / 18	◎	○	○	△	×	○
相模	3 / 8	○	—	—	○	○	△
A							
駿河	10 / 20	×	○	○	—	○	×
上総	13 / 19	○	○	○	○	○	△
B							
常陸	10 / 17	×	—	○	○	○	×
下野	11 / 18	○	△	△	○	○	△
下総	11 / 22	△	△	○	○	○	○
C							
信濃	3 / 12	△	—	○	—	○	△
上野	4 / 12	△	—	○	—	○	△
D							
武蔵	12 / 20	×	○	—	—	○	○

注「採択／進上」の項ではそれぞれの歌の数を示す。百分率に直せば採択率となるが、割愛した。「階級性」の項の◎は階級と出身郡とが明記され階級序列にしたがつて配列するもの、○は複数の階級が序列順に配列されるもの、△は序列順の配列とみられる

もの上丁については階級の記載なきもの、×は階級序列と無関係に配列されているものをそれぞれ示す。「出郷時」「途次」「難波津」はそれぞれ詠出の場を便宜的に三つに分けたもので、○は有、一は無を表し、判断の困難なものには△を附した。「配列の工夫」の項は階級序列以外に歌の内容による配列（採択）が行われていれば部分的であつても○を附した。「作者標示」については国単位で書式が統一されているものに○、一部統一を欠くものに△、不統一のものに×をつけた。なお、A、B、Cは家持作の防人関係歌の位置を示す。

右の表によつて、純粹に階級序列にしたがつた配列になつてゐるのは遠江だけで、相模・上総・下野・下総・信濃・上野の各国は階級序列を意識しつつ、また駿河・常陸・武蔵の各国は階級序列を度外視して、歌の内容を重視した配列となつてゐる事実が浮かびあがつてこよう。そしてより重要なことは、歌の内容が重視されるについては、拙劣歌を排除する家持の當為と表裏一体であつた可能性が考えられることである。無論、各国の原資料の段階で―おそくは部領使によつて整理されたものが―すでに歌の内容をふまえてそれぞれを関連づけていた可能性もありえよう。しかし、拙劣歌を排除しながら歌の内容に注目していく當為は、防人の心情に家持が入らうとすることにほかならない。そう見ることができらば、A、B、Cの位置を占める家持の

防人関係歌の主題と各国防人歌の配列の状況とを關係づけて捉える視点が得られよう。

そこでまず、Aの家持作品から見ていくと、「追痛防人悲別之心作歌」においては「妻別れ」が主題となつてゐることがうかがえる。その長歌について、武田祐吉『万葉集全註釈』が「結局、愛シキ妻ラハが、全篇の主格句になる」と述べ、小野前掲「防人との出会」は防人の任務についての叙述に憶良からの影響がつよく見られることを指摘しつつ、最終的に「家持の歌は別れた妻の嘆きを描くことになつてしまつた」という。それはつづく短歌にもひきつがれ、第一短歌では「嘆きけむ妻」を描きます。第二短歌にいたつてようやく「防人悲別之心」にふれるものの、これとも「妻別れ」の視点による。このような「妻別れ」の主題は、遠江の防人歌の編纂をとおして家持が獲得したものであるか。遠江は階級序列に忠実な配列をなすが、国造丁(①)も主帳丁(②)も一般兵士(⑦)も階級の別なく妻への思いをうたい、なかでも②と⑦は旅路にあつて妻の映像を喚起する内容を特異な観点から描きだしていた。家持は拙劣歌を排除しながらこれらの事実を否応なしに注目したはずで、防人歌が二ヶ国分しか集まつていないAの時点では、こういった特異な点に関心が向けられたのであろう。それは、二月八日付「追痛防人悲別之心作歌」の翌九日に

制作された家持の短歌三首がいずれも難波からの航海にふれていて、難波津での詠ばかりを集めた相模の三首と呼応することから見て、Aの家持作と遠江の防人歌との関係はじゅうぶん考えられよう。

それにしてもAにおける家持の態度は、進上された防人歌に対して受け身の印象が拭いきれない。一方、「陳私拙懷」と題するBでは、防人の心情から離れ、現在滞在している難波の地に対する家持自身の思いをうたいあげる。長大な防人歌群のなかにあつて異質な印象を与える作だが、ここで難波への思いがわきあがるに至った背景には、二月七日に進上された相模に引きつづき、九日に進上された上総の防人歌③⑨⑩に難波津での詠が含まれ、それらを家持なりの歌群意識によって配列したことがおおく作用していると思われる。とくに相模においては難波滞在中の賑々しさをうたう内容だったのに対して上総の歌では難波を通過地点の一として捉える傾向が強いことから、家持の内部で難波の地がもつ意味を問い直さずにはいられなかった。と同時に防人歌群のなかに官公的性格のつよいBの家持歌が入ることによって、防人たちの切実な肉声が逆に浮き彫りにされるように仕組まれているようにも思われる。Bの直後、十四日に進上された常陸の防人歌の冒頭に難波津を詠む歌が配列されているのは、かかる歌群としての表現効果を念

頭におくことを明確に示している。

Cはi「独惜龍田山桜花歌」(四三九五)、ii「独見江上浮漂糞、怨恨貝玉不依作歌」(四三九六)、iii「在館門見江南美女作歌」(四三九七)と題する十七日付の三首の独詠短歌と、「為防人情陳思作歌」と題する十九日付の防人関連の長短歌(四三九八〜四四〇〇)とからなる。このうち独詠短歌は最も防人の心情から離れているようにみられるけれども、『釈注』が述べるように「遠く離れた家郷への慕情を赤裸のままうたう歌の連続である」防人歌の、「断絶された姿に打たれ」た家持による「中国の诗情をも導入した、家郷回帰を主題とする短歌連」と捉えるべき作品。iで「龍田山」を取りあげるにあたっては下野⑧の「生駒高嶺」や故郷の地名を詠む常陸の歌を、iiで貝を土産にするのは駿河④をそれぞれ念頭におき、中国詩の影響が指摘されているiiiにおいては松並木を見て家人が見送る情景を幻想する下野③の発想を承けて「江南美女」を幻想しているようでもある。十七日の段階ではすでに七ヶ国の防人歌が進上されており、数多くの歌に接するなかであまたの防人たちの想いが故郷に向けられているということの家持ははっきり認識している。

長歌題詞の「為防人情」とは、家持のかような認識によって記されたものであろう。歌は潮待ちをする防人のたち

ばに立つて望郷の主題をうたいあげる。この内容は下野の⑨⑩に近い。望郷の主題は、渡辺護「家持の防人が情の為に思ひを陳べて作る歌」(前掲『万葉集を学ぶ』八所収)が解き明かすように、後半部に展開され、A Bにも用いられた「葦が散る難波」に新たに「鶴が音」を加え、望郷の念が極まった(妻恋ひ)の悲痛な思いを巧みに表現しているが、潮待ちまでの情況を描く前半について見ると、「たらちねの母掻き撫で」は駿河⑩、「若草の妻とりつき」は上総⑫、「船を浮け握る」は常陸⑬、「舳向け漕がむ」は上総⑭のそれぞれに用いられた類似表現をふまえているとみられる。これらは前掲村瀬論文が指摘するように語句の次元で行われたもので、主題に密着する内容ではないけれども、上陸や常陸の例は難波をうたうBの前後に位置し、「葦が散る難波」の表現とともに、Bに描かれた難波の地の情景と重ねあわせて理解されるように配慮されている点は見落とせない。

Dの「陳防人悲別之情歌」(四四〇八〜一二)については、前掲小野論文では長歌前半はC「為防人情陳思作歌」の長歌前半から発展し、後半は反歌の表現と併せて常陸の①③④に基づくことを指摘、また村瀬論文では常陸の①③④を含め、全体にわたって多種多様の類似表現を指摘する。指摘された類似表現は本稿もその通りだと思いが、ここでは

作品全体の構想に上総の防人歌群が色濃く影響を与えていることに注目したい。

長歌は家族との別れの場面を描く前半が三八句、故郷を出立してから難波津を出港するまでを描く後半が三九句でほぼ拮抗する。このなかでとくに目を惹くのが「ちちの実の父の命はく惜しみつつ悲しびませば」までの一八句で、そこには父親の語りが展開される。Cの長歌に妻の語りがみられるけれども、ここにあるのは父の語りだけである。

また、「ちちの実の父の命」の前には「ははそ葉の母の命はみ裳の裾摘み上げ掻き撫で」とあって父母が対応するものの、母の叙述はここに示した四句のみ。父の叙述として引用した最後の「惜しみつつ悲しびませば」の部分は母の叙述も承けるので、父のそれを一六句と数えなおすことにしても、この叙述の不均衡はどのようにして生じたのか。答えは、防人歌群中、唯一防人の父の歌として収録されている上総の①を念頭においていたことによるのだと思う(注3)。

上総の歌群を見ると、①と②とは父子の組になっている。そして長歌の表現を上総の歌群のそれと比較してみると、右に示した「み裳の裾摘み上げ掻き撫で」は⑩、以下「白袴の袖泣き濡らし」は⑪、「妻も子どもも…携はり別れかてにと 引きとどめ慕ひしものを」は⑫、「玉梓の道に出で立ち… 万たびかへり見しつつ はろはろに別れし来れば」

および「海原の畏き道を 島伝ひい漕ぎ渡りて」は③、「住吉のあが統め神に 幣奉り祈り申して」は④にそれぞれ対応し、反歌においても「使ひ」が登場する第二・四首は⑦に対応する内容が見いだせる。類句を探せば他国の歌を挙げることも可能だが、連続して関係づけられるのは上総の歌だけである。上総は出郷時・途次・難波津のそれぞれで詠まれた歌を収録している。三つの場が想定される国は遠江・下野・下総もそうだが、これらの国の歌は三つの場に特定しにくい例も含まれているのに対し、上総のそれは三つが明確である。上総の歌群とのかかわりは、家持が各場面を具体的に描こうとするところから生じたものと思われ、それは一連の最後に制作されたこの作品を防人の歌の総集編と位置づけていたことを示している。

*

以上、各国防人歌群の内容をとおして家持の編纂の実態と、並行して制作された防人関連歌との関係を考察した。進上された防人歌の原資料に対し、家持は拙劣歌を除外しながらのこされた歌を内容によって整理し、歌群として個性を發揮できるように再構成していったことが推定されるところに、このようにして国単位で編纂された防人歌群が集積されるのにもなつて、家持が防人の心情をよりふか

く理解するようになっていったことを看取することができる。Aの時点で制作された歌とDのそれとのあいだには、家持の防人に対する理解度におおきな開きがある。その違いはそれぞれの制作時点における防人歌とのかかわり方の違いであろう。家持の防人関連歌を見ると、それ以前に編纂された防人歌を念頭においている場合が少なくない。関連歌制作に際して家持が注目した歌は、歌群の構成上、重要な役割を担っているものが多いことも注意される。このように見ていくと、防人歌群の編纂は、家持が防人の心情をくみとるために、みずからに課した方法であつたと理解すべきもののようにも思われる。

なお、Dのあとに置かれている武蔵の防人歌については、二十日に進上されたものとして理解しようとする、Dの歌には出郷時の夫婦の離別が強調されてしかるべきだが、見てきたように父の嘆きを中心に家族との別れが強調されているので、やはり古葉略類聚抄の示す二十九日として現行の配列のまま解するのがよい。おそらく家持は、夫婦の組歌をなす点で特異な武蔵のそれを、防人歌群の付録のようにつまっていたのではなからうか。

(二〇〇二年一月二八日稿)

注

- (1) 防人歌を出郷時・難波への途次・難波津の三つの場に分類した研究に、南信一『万葉集駿遠豆 論考と評釈』（風間書房、一九六九）や身崎壽「防人歌試論」（万葉八二号、一九七三）があり、ともに有益だが、本稿は別途に考察を進めていく。
- (2) ②④は難波への途次の作とも解せられ、⑤⑦は出郷後まもない途次の作と解したが、出郷時の歌とも解せられる。いずれにせよ、本稿の論旨に影響はない。
- (3) なお、家持がDにおいて父の語りを強調するのにあたり、当初から父の歌や母・妻・子が登場する上総の歌群に注目していた可能性も考えられるけれども、Dの直前、信濃①の、防人となった父親が出立後、母親のいないわが子を思う歌に接したことが、父の歌である上総①に注目し、ひいては上総の歌群全体に注目するきっかけになったのではないかとも考える。Dの長歌で父母妻子が登場し、このうち父と子が一連の関連歌ではじめて取りあげられているのは、悲惨かつ特異な家族の状況をうたう信濃①に導かれたことを想像させる。